

障がい者（児）施設・事業者業務管理体制確認検査実施要領

第1 目的

この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下「障害者総合支援法」という。）第51条の3、第51条の4、第51条の32、第51条の33の規定、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の27及び第21条の5の28、第24条の39並びに第24条の40の規定及び障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成24年3月30日付け障発0330第32号社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「検査指針」という。）に基づき、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について基本的事項を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施並びに均一な検査水準の確保を目的とする。

第2 検査実施機関

- 1 都道府県 2から4までに掲げる障害福祉サービス事業者以外の障害福祉サービス事業者
- 2 中核市 指定事業所等（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設を除く。）が一の中核市の区域に所在する障害福祉サービス事業者
- 3 市町村 指定特定相談支援事業又は指定障害児相談支援事業のみを行う障害福祉サービス事業者であって、すべての指定事業所が一の市町村の区域に所在する障害福祉サービス事業者
- 4 国 指定事業所等が2以上の都道府県に所在する障害福祉サービス事業者、のぞみの園又は指定発達支援医療機関の設置者

第3 検査の種類及び手順

- 1 検査は、検査指針を踏まえ実施するものとする。
- 2 一般検査は、原則として次の各号に掲げるとおり実施するものとする。
 - (1) 実施計画の策定
年度当初に実施計画を策定し、原則として3年に1回以上実施する。なお、計画には、実施対象、実施時期を定める。
 - (2) 検査実施通知
検査対象事業者への検査実施の通知は、実施の概ね2カ月前までに別紙様式1により行うものとする。

(3) 検査実施

イ 検査方法

一般検査は、障害福祉サービス事業者から書面で報告等を徴収する書面検査を基本とし、必要に応じて別紙様式2により、障害福祉サービス事業者又はその従業者に出頭を求め、面接により届出事項の内容等について聴取する面接検査の方法、又は障害福祉サービス事業者の事業所等への立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証する立入検査の方法により行うものとする。ただし、立入検査は、障害福祉サービス事業所に対する実施指導又は監査と併せて行うことができる。

ロ 改善指導

イの業務管理体制の報告で不備が認められた場合、事業者から運用状況を聴取する。また、状況に応じ改善報告を求める。

(4) 検査の結果通知

第4「行政上の措置等」に定める措置には至らないで改善を要する事項については、別紙様式3により文書により通知するものとし、改善の状況等について、期限を付して報告を求める。

3 特別検査

指定事業所又は指定若しくは許可に係る施設（以下「指定事業所等」という。）の指定等取消処分相当事案が発生した場合に、次の各号に掲げるとおり実施するものとする。

(1) 報告の聴取等

特別検査の実施に当たっては、障害福祉サービス事業所等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、指定取消処分相当の事案への組織的関与の有無を検証するものとする。なお、特別検査は、障害福祉サービス事業者に対する実地指導又は監査と併せて行うことができる。

(2) 立入検査実施通知

検査対象事業者へ別紙様式2により検査の実施を通知する（文書通知が必須ではない。また、実効性の観点から通知していない場合は、立入時に告知。）。

(3) 立入検査実施

イ 業務管理体制の内容について確認できる書類等の提出を求め、役職員との面談方式で運用実態を確認し、指定事業所等の指定取消処分相当事案が業務管理体制におけるいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを検証する。

ロ 指定事業所等の指定取消処分相当事案に関し事業者の組織的関与の有無を検証する。

ハ 指定事業所等の指定取消処分相当事案の検証が必要と判断した場合は、指定事業所等の指定等権者である市町村と連携し指定事業所等への立入検査を実施し、運用実態を検証する。

(4) 検査結果通知

イ 第4「行政上の措置等」に定める措置には至らないで改善を要する事項については、

別紙様式3により文書により通知するものとし、改善の状況等について、期限を付して報告を求める。

- ロ 障害福祉サービス事業者が行政上の措置にかかる命令に違反したときは、当該違反の内容を指定事業所等の権限を有する関係都道府県又は市町村に通知するとともに、他の事業所等の指定・更新の拒否に該当する旨、あわせて通知するものとする。

第4 行政上の措置等

- 1 検査の結果、以下の行政上の措置をとる場合は、障害福祉サービス事業者に対し、別紙様式4又は別紙様式5により通知するものとする。

(1) 勧告

厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、障害福祉サービス事業者に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。

(2) 命令

勧告を受けた障害福祉サービス事業者が、正当な理由なく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 勧告までに至らないが、改善を要すると認めた事項についても、同様に別紙様式3に準じ、改善報告を求めるものとする。
- 3 上記1の(2)の命令に係る改善期限の後、必要があると判断した場合には、当該障害福祉サービス事業者の指定事業所等への立入検査を行い、当該指定事業所等の法令遵守状況について検証するものとする。
- 4 障害福祉サービス事業所が、上記1の(2)の命令に違反したときは、別紙様式6により関係都道府県又は市町村に通知するものとする。
- 5 都道府県知事又は市町村長の求めに応じて立入検査を実施した場合の結果は、別紙様式7により、求めのあった都道府県知事又は市町村長に通知するものとする。

なお、指定事業所等の指定等取消が行われた不正事案への障害福祉サービス事業所の組織的関与の有無を検証した場合は、その結果を当該障害福祉サービス事業者が運営する他の指定事業所等の指定等権者である都道府県知事又は市町村長に対しても同様式に準じ通知するものとする。

第5 情報管理

検査担当職員は、検査等に関する情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法令、一般的な行政文書の管理に関する規程等に即して、検査及び指導監督の目的以外には使用しないよう適切に管理すること。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年12月1日から施行する。